

National
Parks
of Japan



十和田八幡平国立公園 開発行為等の許可申請の手引き

令和8年7月

環境省東北環境局

十和田八幡平国立公園管理事務所

この手引きは、**青森県・秋田県・岩手県に位置する十和田八幡平国立公園**において、開発行為等を行おうとする場合の許可申請・届出の方法や基準について説明したものです。

申請を予定されている方はご一読いただき、必ず事前に申請内容についてご相談ください。
※他の国立公園の手続きは異なる場合があります。

1. 国立公園での手続概要

■ 国立公園とは？

「日本を代表する優れた自然の風景地」であり、自然公園法に基づき、国が指定・管理しています。
建物の建設、土地造成など、風景に影響を与える行為は、**事前許可**(又は届出)が必要です。
また、行為の場所・内容によっては、許可されない場合もあります。

(規制の概要)

国立公園内は、自然環境や利用状況を考慮して「特別保護地区」、「特別地域」、「普通地域」などに区分されており、同じ公園内でも場所によって規制内容や手続方法が異なります。

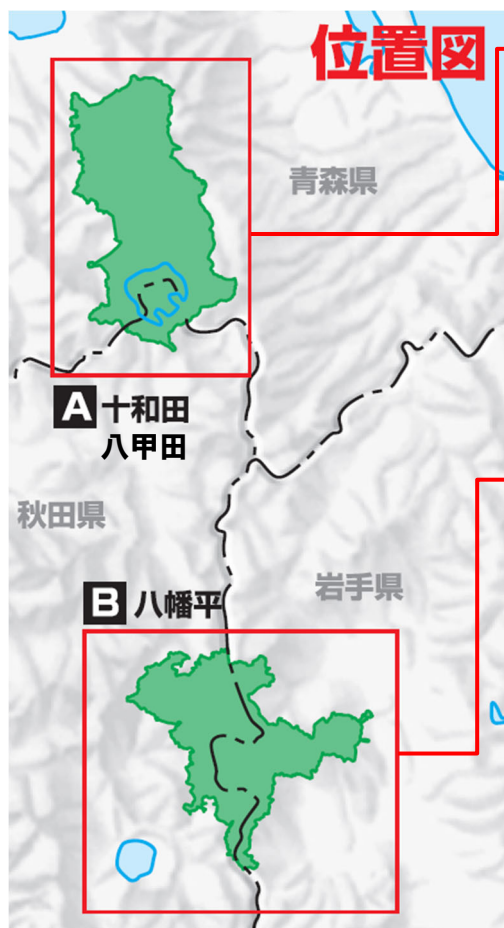
＜許可・届出が必要な行為の種類＞ ※十和田八幡平国立公園内で想定される行為のみ抜粋

手続	地域区分	行為の種類
許可 申請	特別地域	1. 工作物の新築、改築、増築 2. 木竹の伐採 3. 鉱物や土石の採取 4. 河川、湖沼等の水位・水量の増減 5. 広告物の設置など 6. 屋外での廃棄物や土石等の集積又は貯蔵 7. 水面の埋立など 8. 土地の形状変更、開墾 9. 環境大臣が指定した植物(動物)の採取(捕獲)など 10. 屋根、壁面などの色彩の変更 11. 環境大臣が指定した区域内での車馬・動力船の使用、航空機の着陸
	特別保護地区	<u>特別地域1～5、7、8、10に加えて、以下の行為</u> 1. 木竹の損傷、植栽 2. 動物(家畜を含む)を放つこと 3. 屋外での物の集積又は貯蔵 4. 火入れ、たき火 5. 植物の採取や損傷、落葉や落枝の採取 6. 植物の植栽、播種 7. 動物の捕獲、殺傷や卵の採取、損傷 8. 車馬・動力船の使用、航空機の着陸
届出	普通地域	1. 大規模な工作物の新築、改築、増築 2. 特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼさせること 3. 広告物の設置など 4. 水面の埋立など 5. 鉱物や土石の採取 6. 土地の形状変更

■許可申請等の問合せ(事前相談)先

十和田八幡平国立公園は「十和田八甲田地域」と「八幡平地域」に分かれ、管轄事務所が異なります。

(参考)国立公園の位置はグーグルマップでも表示されます(ただし、厳密なものではありません)。



【A】十和田八甲田地域

➤ 十和田湖、奥入瀬渓流、薦、酸ヶ湯、城ヶ倉、八甲田山系及びこれらの周辺地域

＜行政区分＞

青森県：青森市、十和田市、黒石市、平川市

秋田県：鹿角市、小坂町

管轄事務所(問合せ先)

十和田八幡平国立公園管理事務所

青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486

電話：0176-75-2728/FAX：0176-75-2746

メール：RO-TOWADA@env.go.jp

【B】八幡平地域

➤ 八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、乳頭温泉郷、松川、網張及びこれらの周辺区域

＜行政区分＞

秋田県：鹿角市、仙北市

岩手県：八幡平市、滝沢市、雫石町

管轄事務所(問合せ先)

【秋田県の区域】鹿角管理官事務所

秋田県鹿角市花輪字向畑123-4

電話：0186-30-0330/FAX：0186-30-0331

メール：RO-KAZUNO@env.go.jp

【岩手県の区域】盛岡管理官事務所

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1階

TEL：019-621-2501/FAX：019-621-2502

メール：RO-MORIOKA@env.go.jp

■来所又はお電話での受付時間：平日8:30～17:15(土日祝日は休み)

※担当者が不在にしている場合は、メール又はFAX でのご連絡をお願いします。

※内容により、ご回答までに複数日～1週間程度かかる場合もあります。

■初回お問合せ時にお知らせいただきたい内容

- ご自身の所属、氏名、連絡先(メールアドレス、FAX 番号又は電話番号)
- 行為の場所(地番) ※メール・FAX の場合は行為地を明示した地図
- 行為の目的、概要(住宅の新築、看板の設置等)
- 特に質問・確認されたい事項

■ 国立公園内の地域区分を確認する方法

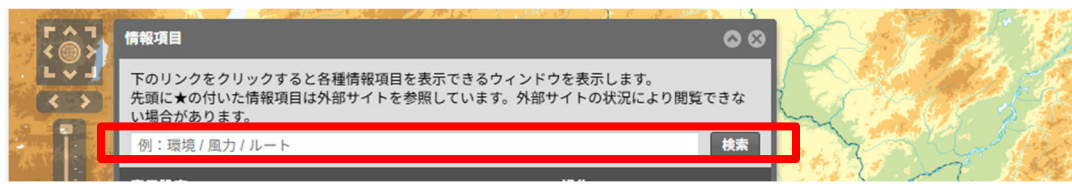
以下の WEB サイトにより、大まかな国立公園区域及び地域区分を確認できます。

○ [環境アセスメントデータベース](https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) (https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)

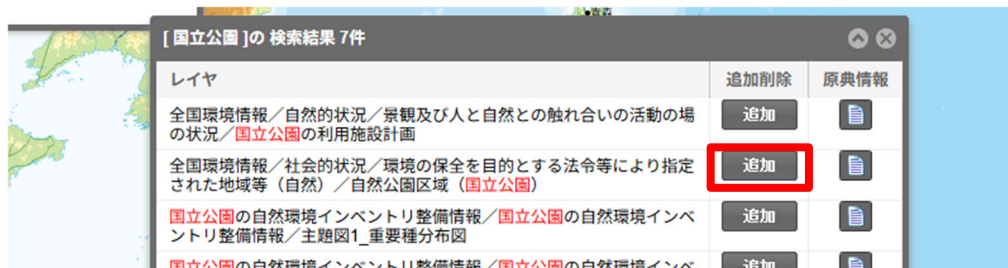
(注)誤差を含むため、細部の判読には使えません。特に、国立公園区域及び地域区分の境界は地図上で判別できない場合があるため、必ずP2の管轄事務所に確認するようお願いします。

<ご利用方法>

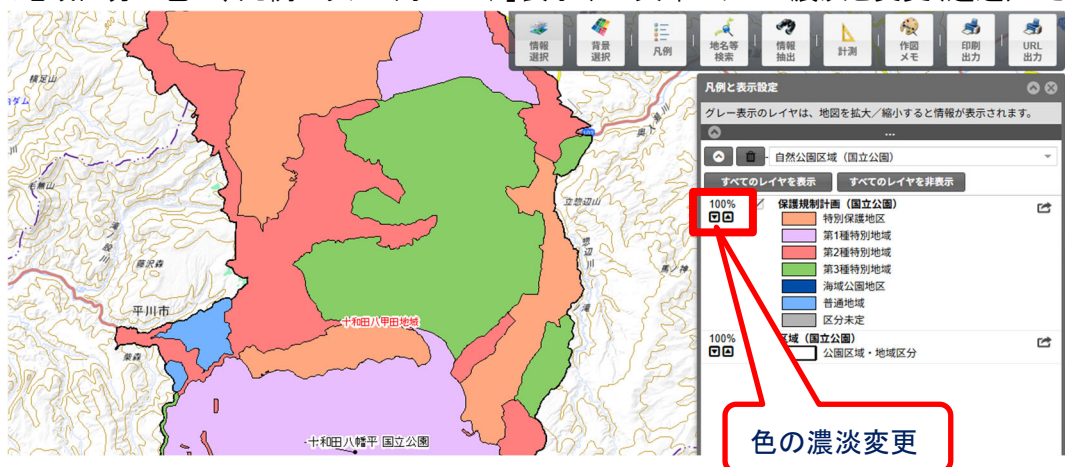
1. トップページ上部の【データベースを見る】タブを表示
2. 「地理情報システム(GIS)」表示の右側にある【地図を見る>>】をクリック⇒地図画面が表示
3. 画面左上の検索ボックスで「国立公園」と入力し検索⇒検索結果が表示



4. 上から2つ目の【追加】をクリック⇒地図上に国立公園区域が表示・右側に凡例ボックスが表示
※検索ボックス等は右上の【×】クリックで消せます



5. 地図を拡大し、国立公園区域を表示(地域区分が色分けで表示されます)
※地域区分の色は、凡例ボックス内「100%」表示下の矢印ボタンで濃淡を変更(透過)できます。



2. 許可申請手続きの流れ

■ 申請書を提出する前に、環境省担当者と十分な事前相談を行ってください。

	申請者	環境省担当者	留意事項など
事前 相談	①規制概要と 区域の確認	【公園内外の判断】 【規制概要の説明】	P2の各管轄事務所(問合せ先)にご連絡ください。
	②手続 詳細の確認	【申請可否の判断】 【必要な手続確認】	■ 行為の計画の詳細(誰が、いつ、どのような場所で、 何の目的で、何を、どのように行うのか)が分かる図 面や写真などをメール等で送付いただきます。
	③申請内容 の調整	【許可相当か判断】 【現地確認】	■ 環境省担当者が、許可基準と照らし合わせながら、 申請内容の調整を続けます。必要に応じて現地確 認を行います(同行をお願いする場合があります)。
	④申請書類 の作成	【申請書類提出前 の形式確認】	■ 明らかな書類不備(必要事項の未記入、必要図面 不足等)がある場合は申請を受け付けられません。
申 請	⑤申請書類 の提出	【申請書類の受付】 (管轄事務所)	■ 提出先: 各管轄事務所(問合せ先と同じ) ■ 部 数: 原則、正本2部(返却しません) ※案件によっては1部のみ。環境省担当者に確認。 ■ 手数料: 無料
	⑥審査 (修正対応)	【審査Ⅰ】 (十和田) ↓ 【審査Ⅱ】 (仙台) ↓ 処分決定	■ 処理期間: 受付から 約1か月間 ■ 大規模な行為では【環境本省での審査】が追加さ れ、提出数3部、処理期間は 約2か月間 となります。 ■ 審査中に書類の不備等が明らかになった場合は、 その都度環境省担当者からご連絡します。 ※申請書の修正対応中は審査が中断されるため、 処理期間も延長する場合があります。
通 知	⑦回答書の 受け取り	【回答書の送付】	■ 「許可」、「条件付き許可」、「不許可」のいずれかの 回答書が郵送されます。

＜普通地域における行為の届出の場合＞

- ・手続きは⑤(届出書の提出)で終了ですが、届出後30日間は行為に着手してはいけません。
- ・大規模な行為の場合などは、届出行為に対して禁止・制限等の措置を求める場合があります。

(手続き関係でよくあるご質問)

No.	ご質問	回答
①	申請してからどれくらいで許可が出ますか？	申請書の受付～処分決定までにかかる期間(標準処理期間)は1か月間(大規模な行為の場合は2か月間)です。 <u>ただし、申請書類の不備があると処理期間は延長されます。</u>
②	申請しても許可が出ない場合もありますか？	あります。よって、許可相当の計画(申請内容)となるように事前相談を行っています。
③	事後の手続きはできないのですか？	原則としてできません。 ただし、非常災害時の応急措置に限り、事後(行為着手後2週間以内)の届出が認められています。
④	申請すれば、許可が出る前に着手して良いですか？	許可が出るまで着手してはいけません。
⑤	許可書(指令書)は、どこへ取りに行くのですか？	回答書は環境省から郵送されます。 なお、許可となったかどうかは、指令書の発送をもってお知らせいたします。
⑥	県や市など、他の役所にも手続きが必要な場合(文化財の現状変更届など)、手続きの順番はありますか？	特に順番はありません。同時並行で進めていただいて結構です。
⑦	着手届や完了報告書などの提出は必要ですか？	必要な場合は、回答書又はその送付状に記載するか、担当者から別途指示します(これらの指示がなければ不要です)。
⑧	既存の建物の撤去には手続きが必要ですか？	撤去そのものについては、自然公園法に係る手続きは不要ですが、撤去のための作業道設置や樹木伐採などの行為は手続きが必要な場合があるので、個別にご相談ください。
⑨	例外的に手続きが不要となる場合(適用除外)はありますか？	軽易な行為などは手続きが不要な場合があります。具体的にどのような場合が該当するかは個別にご相談ください。
⑩	許可が出た後、計画(申請内容)に変更があった場合は手続きが必要ですか？	基本的には再申請・再審査の必要がありますが、変更の内容次第では手続き不要の場合もあります。個別にご相談ください。

3. 許可申請に必要な書類

○申請書類＝申請書＋添付書類（※届出に必要な書類も、これに準じたものになります。）

○申請書・・・区域別、行為別に決まった様式があります。

◎国立公園のホームページから、申請書様式のダウンロードができます。

『国立公園において許可又は届出が必要な行為と様式』

https://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html

○申請書に添付する書類一覧（次ページで添付書類の詳細を解説しています。）

添付書類	行為の種類 ※代表的なもの	工作物の 新・改・増築	広告物の 設置 など	木竹の 伐採	土石の 採取な ど	土地の 形状変 更	工作物 などの 色彩変 更	高山植 物等の 採取（損 傷）
行為の場所を明らかにした1/25,000程度の地形図		○	○	○	○	○	○	○
行為地及びその付近の状況を明らかにした1/5,000程度の概況図		○	○	○	○	○	○	
行為地及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真とその位置図		○	○	○	○	○	○	
行為地の 施行方法 を明らか にした 1/1,000 程度の	平面図	○	○		○	○		
	立面図	○	○				○	
	断面図	○	○		○	○		
	意匠配色図	○	○				○	
植栽その他修景の方法を明らかにした1/1,000程度の修景図		○			○	○		
その他、行為の施行方法の表示等に必要な資料 （※環境省担当者に確認）		■求積図、面積等算定図（敷地や建蔽率等の明示が必要な場合） ■理由書（計画位置・方法等について代替案が複数ある場合） ■伐採計画図面（支障木の伐採を伴う場合） ■造成計画図面、土量計算書（土地造成を伴う場合） ■仮設計画図面（仮設作業道、索道、宿泊小屋等を設置する場合） ■研究計画書（学術研究を目的とする場合） など						

4. 申請書添付書類の詳細

○添付図面には縮尺・方位を必ず明記してください。

○複数の図面の内容を一枚で表示しても構いません(それぞれ内容が明確に表示できる場合のみ)。

例: 仮工作物の配置や伐採計画の内容を1枚の平面図に明示すれば、個別に作成しなくてよい。

○平面図や断面図等では、計画前後の変化(現状と計画の違い)がわかるように表示してください。

添付書類の種類		添付書類の詳細
行為の場所を明らかにした1/25,000程度の地形図		■縮尺1/10,000～1/25,000程度で、行為位置と等高線が明示されたもの。(国土地理院発行の地形図など)
行為地及びその付近の状況を明らかにした1/5,000程度の概況図		■縮尺1/5,000～1/1,000程度で、行為地と周辺の状況(道路、住宅地、公共施設、利用施設などとの位置関係)が明示されたもの。(住宅地図など)
行為地及び、その付近の状況を明らかにしたカラー写真とその位置図		■行為地の全体及び行為地周辺の状況(自然環境、周辺施設など)が分かる写真 ■周囲の主要な展望地点、車道、登山道、その他人が多く集まる場所からの見え方が分かる写真 ■写真をどの位置から、どの方向へ撮影したのかを地図上で明示したもの(概況図上に表示しても可。)
行為地の施行方法を明らかにした1/1,000程度の	平面図	■敷地内における建築物などの配置図(敷地境界を明示) ■建築物の場合、階層(フロア)別平面図、求積図 ■上下水道・電気の引き込み図
	立面図	■建築物などの全ての外観を示す立面図(4面) (着色すれば意匠配色図として兼用可)
	断面図	■建築物などの断面図(建物の規模に応じて複数) (最低地盤からの最高高さを記した図面)
	意匠配色図	■建築物などの全ての外観の配色を示す図面 (着色された立面図のほか、パース、カタログ、施工見本など、実際の色合いがわかる資料で代用可。)
植栽その他修景の方法を明らかにした1/1,000程度の修景図		■緑化計画平面図(緑化植物名、本数又は面積、工法を明示) ■修景に工作物を使用する場合、その平面図、立面図など
その他、行為の施行方法の表示等に必要な資料(様式自由) ※環境省担当者に確認	委任状	■申請手続きを代理人が行う場合、その委任が確認できるもの
	理由書	■計画位置・方法等について、その必要性を説明したもの
	造成計画図面	■土地の改変を伴う場合(公園内の残土処分の場合を含む)、切土・盛土・残土の規模がわかる平面図、断面図、土量計算書
	伐採計画図面	■伐採範囲、支障木の位置・種類、本数などを明示した伐採計画平面図
	仮設計画図面	■仮設の道路や足場など仮設の工作物の設置を伴う場合、その配置図や立面図、意匠配色図など施工の概要がわかる資料
研究計画書		■研究の目的・手法・成果の公表・活用方法及び国立公園内以外では代替地がないこと等を説明した計画書

5. 申請書の作成方法

- 申請書は A4サイズで作成ください(添付書類も大きいものは A4サイズで折りたたんでください)。
- 申請書は以下の要領で2ページに分けて作成してください。

(以下は「特別地域内における工作物の新築」の例です)

申請書記載方法：1 ページ目

様式第1(1)

特別地域(~~特別保護地区、海中公園地区~~)内
工作物の新(~~改、増~~)築許可申請書

「十和田八幡平」と
記入してください。

自然公園法第20条(~~第21条、第22条~~)第3項の規定により 十和田八幡平 国立公園の
特別地域(~~特別保護地区、海中公園地区~~)内における工作物の新(~~改、増~~)築の許可を受け
たく、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

申請書の提出日を記載
ください。

不要な部分は削除す
るか、取消し線を引
いてください。

申請者の住所及び氏名

秋田県鹿角市●●123-4

株式会社 ○○○○

代表取締役社長 ○○ ○○

東北環境局長 殿

特に指示が無ければ
「東北環境局長」宛です。

ここから下は
2ページ目として
作成して下さい。

申請書記載方法：２ページ目

※空欄がある場合は受付できません。特に該当しない項目も「なし」や「－」と明記ください。

※具体的な記載は次ページ以降の記載例をご確認ください。

項 目		記 載 事 項
目	的	なぜその行為を行うのか、その目的や必要性を具体的に
場	所	都道府県～地番(地先)まで
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		現在の土地利用形態や自然環境(地形や植生など)の状況
工 作 物 の 種 類		設備機器やフェンス等の付帯工作物等も全て記入(列記)
施 行 方 法	敷 地 面 積	行為に関する一区画の面積 (不明朗な場合は施工面積(水平投影面積合計)でも可)
	規 模	・建築物の場合…地上高、水平投影面積、建築面積、延べ床面積、建蔽率、容積率などの数値規模。 ・他の工作物の場合…地上高、幅、奥行き、水平投影面積とその他寸法。 ※「工作物の種類」欄で挙げたもの全てについて記入。 以下の「構造」、「材料」、「外部の仕上げ・色彩」欄も同じ。
	構 造	・建築物の場合…階層構造、屋根の形態など ・他の工作物の場合…主要な構造を記載
	主 要 材 料	・主要な材料・材質を記載
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	・建築物の場合…屋根、外壁の仕上げと色。「○色」と明記 ・他の工作物の場合…地上部分の色を明記
	関連行為の概要	支障木の伐採、土地造成(土工事)、仮工作物の設置など
施行後の周辺の取扱		残土・廃材処理の方法、跡地の整理方針、植樹による緑化など、風致景観保護のために行う内容
予 定 日	着 手	令和○年○月○日 ※「但し、許可日以降」としても可
	完 了	令和○年○月○日 ※「●月末」などは不可。月日を明記
備 考		・他法令による手続(申請など)の進捗状況。 ・過去に同様の案件で許可を受けた場合は、許可日と番号。 ・土地所有の有無、もしくは土地所有者の諾否。 ・当該申請に関する連絡先。申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載。

6. 申請書記載例

申請書記載例 【①建築物の新築】

目	的	申請地(自己所有地)において住宅を新築する。
場	所	〇〇県〇〇市△△町234-56
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		行為地は、〇〇川の流れる谷間に位置し、県道〇〇号線に面したイタジイの優占する二次林を主とする照葉樹林であり、隣接してサトウキビ畑が広がっている。
工 作 物 の 種 類		①住宅 ②倉庫 ③駐車場 ④擁壁 ⑤フェンス
施 行 方 法	敷 地 面 積	1,200㎡
	規 模	①住宅 水平投影面積150.0㎡、建築面積130.0㎡、延床面積250.0㎡ 最高の高さ12.2m ②倉庫 水平投影面積20㎡、建築面積19㎡、延床面積19㎡ 最高の高さ2.5m ①+② 建蔽率14.2%、容積率22.4% ③駐車場 面積15㎡(駐車台数2台) ④擁壁 延長12.5m、幅1.0m、最高の高さ2.3m ⑤フェンス 延長23.8m、最高の高さ1.5m
	構 造	①鉄筋コンクリート(RC)造2階建て、屋根:切妻式瓦葺き ②コンクリートブロック(CB)造、屋根:切妻式 ③アスファルトコンクリート舗装 ④石積み ⑤外構フェンス
	主 要 材 料	①本体:鉄筋コンクリート、屋根:洋瓦 外壁:モルタル吹き付け(一部、自然石張) ②本体:コンクリートブロック、屋根:トタン ③舗装:アスファルトコンクリート(一部、透水性舗装) ④自然石(御影石) ⑤スチールメッシュ
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	①屋根:洋瓦葺き(焦げ茶色)、 外壁:モルタル吹き付け(薄茶色)及び自然石張(暗灰色) ②屋根:トタン葺き(焦げ茶色)、外壁:モルタル吹き付け(暗灰色) ③カラーアスファルト舗装(黄土色) ④製品素地(灰色) ⑤製品素地(焦げ茶色)
	関連行為の概要	・敷地造成:造成面積600㎡(切土400㎡、盛土200㎡) ・土工事量:切土450㎡、盛土量200㎡、残土量250㎡ ・支障木の伐採:クヌギ5本、アカマツ10本、クマザサ32㎡ ・仮工作物:作業小屋1棟の設置(規模:2.0m×4.5m、高さ2.5m)
施行後の周辺の取扱		・工事に伴う残土・廃材は、国立公園外に搬出し、適切に処分する。 ・作業小屋は施工後速やかに撤去し、跡地は張芝(ノシバ)により緑化する。
予 定 日	着 手	令和 8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完 了	令和 8年11月30日(許可日から〇か月以内)
備 考		・他法令の手続進捗状況:建築確認申請中、●●市景観条例許可済み ・過去の自然公園法許可:看板設置(平成26年12月1日付け第〇号、許可条件なし) ・自己所有地 ・担当者連絡先:公園太郎 E-mail:~~~~@~~~~ TEL:〇〇-〇〇-〇〇

申請書記載例【②携帯電話無線基地局の新築】

目	的	周辺施設において携帯電話の電波状況が悪いため、安定した通話環境の確保を目的として、携帯電話基地局を新築する。
場	所	〇〇県〇〇市△△町234-56
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		行為地は、県道〇号線沿いに位置し、イタジイが優占する二次林を主とする照葉樹林である。設置個所はすでに更地になっている。
工 作 物 の 種 類		①アンテナ2基 ②鋼管柱 ③引込柱 ④フェンス ⑤電源設備 ⑥装置架台2基 ⑦引込線
施 行 方 法	敷 地 面 積	30㎡
	規 模	①アンテナ2基 φ200mm×L1.5m、φ250mm×L2.1m ② 鋼管柱 φ445mm×H9.8m ③ 引込柱 φ223mm×H5.5m ④ フェンス L20.1m×H1.6m ⑤ 電源装置 W0.5m×D1.05m×H1.58m ⑥-1 装置架台 W0.55m×D0.5m×H0.4m ⑥-2 装置架台(景観保護カバー付き) W0.85m×H0.8m×D1.0m ⑦ 引込線:電源線φ55mm×15m、通信線φ25mm×10m
	構 造	①ビームアンテナ ②鋼管柱 ③引込柱 ④金網式フェンス ⑤電源設備収容箱 ⑥架台(うち1基は景観保護カバー付き) ⑦電源線、通信線
	主 要 材 料	①鉄、プラスチック ②鉄 ③コンクリート ④～⑥鉄 ⑦ビニール、銅、鉄
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	⑦引込線は黒、それ以外の設備はこげ茶色
	関連行為の概要	・支障木の伐採6本(スギ・アセビ・アカマツ各2本、コナラ2本) ・土工事量:掘削量15.56㎡、埋戻量7.14㎡、残土量8.42㎡
施行後の周辺の取扱		工事跡地は原状復旧し、工事に伴う残土・廃材は国立公園外に搬出処分する。
予 定 日	着 手	令和 8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完 了	令和 8年11月30日(許可日から〇か月以内)
備 考		・土地所有者の承諾済み ・文化財保護法、砂防法に基づく許可申請中 ・過去の自然公園法許可:土石採取(平成26年1月7日付け第〇〇号、許可条件なし) ・担当者連絡先:公園太郎 E-mail:~~~~@~~~~ TEL:〇〇-〇〇-〇〇

申請書記載例 【③電柱の新築】

目	的	申請地に隣接する新設トイレへの電力供給の為、電柱及び送電線を設置する。
場	所	〇〇県〇〇市△△町234－56
行為地及びその 付近の状況		行為地は、国道〇〇号沿いの駐車場敷地内である。隣接地には、〇〇村が新たに建てた公衆トイレがある(来月から供用開始予定)。周辺はクヌギ・アカマツなどの二次林である。
工 作 物 の 種 類		①電柱 ②支線 ③引込線
施 行 方 法	敷 地 面 積	0.194㎡(水平投影面積合計)
	規 模	①電柱×2本 直径0.32m、地上高11.6m、面積0.08㎡ ②支線×3本 直径0.08m、投影面積0.117㎡ ③引込線 直径0.008m、延長144m、投影面積0.007㎡
	構 造	①コンクリート柱、②亜鉛メッキより線、③被覆硬銅線
	主 要 材 料	①コンクリート、②亜鉛メッキより線、③ビニール、銅、鉄
	外部の仕上げ 及び 色 彩	①着色(こげ茶色)、②製品素地(灰色)、③製品素地(黒)
	関連行為の概要	・支障木の伐採6本(スギ・アセビ・アカマツ各2本) ・土工事量:掘削21.05㎡、埋戻19.85㎡、残土1.2㎡
施行後の周辺の取扱		工事に伴う残土・廃材は国立公園外に搬出し、適切に処分します。 また、工事跡地は原状復旧します。
予 定 日	着 手	令和 8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完 了	令和 8年11月30日(許可日から〇か月以内)
備 考		・土地所有者の承諾済み ・文化財保護法に基づく許可申請中 ・過去の自然公園法許可:土石採取(平成26年1月7日付け第〇〇号、許可条件なし) ・担当者連絡先:公園太郎 E-mail:~~~~@~~~~ TEL:〇〇—〇〇—〇〇

申請書記載例【④広告物の設置等】

目	的	営業している店舗の所在が視認されにくいいため、店名看板を設置する。
場	所	〇〇県〇〇市△△町234-56
行為地及びその付近の状況		行為地は、〇〇湾に面した更地である。行為地に隣接して〇〇公園の駐車場及び村有林(人工林)がある。
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積	0.0052㎡×5基=0.026㎡(看板の水平投影面積合計)
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	店名看板5基(全て独立して設置)
	規模及び構造	独立看板①×3基:地上高1.2m、幅0.65m×長さ0.6m、表示面積0.39㎡ 独立看板②×2基:地上高1.4m、幅0.54m×長さ0.7m、表示面積0.378㎡
	主要材料	表示面:アルミ板 支柱:亜鉛メッキ加工
	色彩	表示面:こげ茶地に白文字 支柱:こげ茶
	表示の内容	店名の表示
予定日	着手	令和 8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和 8年11月30日(許可日から〇か月以内)
備考	考	・土地所有者の承諾済み ・文化財保護法、屋外広告物条例に基づく許可申請中 ・過去の自然公園法許可:看板設置(平成27年1月7日付け第〇号、許可条件なし) ・担当者連絡先:公園太郎 E-mail:~~~~@~~~~ TEL:〇〇-〇〇-〇〇

申請書記載例【⑤木竹の伐採】 ※森林施業以外の場合

目	的	申請地においてササが繁茂している現状を本来のススキ草原に復元し、ワレモコウ等の草原生生物を保全するためにササを伐採する。
場	所	〇〇県〇〇市△△町234-56
行為地及びその付近の状況		行為地は〇〇山の山頂周辺であり、登山道が南北に走っている。歩道沿いはかつてススキ草原であったが、現在はササが優占している。
施行方法	伐採樹種	ネザサ
	伐採面積	200㎡
	関連行為の概要	敷地造成、残土なし
	伐採跡地の取扱	伐採したネザサは周囲からの景観を損なわないような位置に収集する。また、伐採跡地は草原状態を維持できるよう下草刈り等によって管理する。
予定日	着手	令和 8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和 8年11月30日(許可日から〇か月以内)
備考		・土地所有者の承諾済み ・他法令の手続なし ・担当者連絡先:公園太郎 E-mail:~~@~~ TEL:〇〇-〇〇-〇〇

申請書記載例【⑥土石の採取】

目	的	携帯電話無線基地局設置予定地において、地盤状況を確認するために地質調査(ボーリング調査)を行う。
場	所	〇〇県〇〇市△△町234-56
行為地及びその付近の状況		行為地は〇〇県が管理する駐車場敷地内。前面の車道を挟んで向かい側には複数の保養所等があり、周囲はアカマツ等の山林である。
鉱物(土石)の種類		花崗岩
施行方法	掘採(採取)方法	垂直掘削
	掘採(採取)量	0.03 m ³ 、79.5kg
	掘採(採取)設備	調査用ボーリング機械
	土地の形状を変更する面積	0.02 m ²
	掘採(採取)後の土地の形状	掘削坑は土砂・粘土にて原状復旧する。
	関連行為の概要	ボーリング機械(やぐら)の設置:規模3m×5m、高さ5m
	掘採(採取)跡地の取扱	調査終了後はボーリング機械を速やかに撤去し、掘削坑は埋め戻して原状復旧する。
予定日	着手	令和 8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和 8年11月30日(許可日から〇か月以内)
備考		・土地所有者の承諾済み ・他法令の手続なし ・担当者連絡先:公園太郎 E-mail:~~@~~ TEL:〇〇-〇〇-〇〇

7. 提出前のチェックについて

○書類に明らかな不備がある場合は申請を受け付けられません。必ず事前に確認してください。

不備が多い項目(申請書記載事項)	チェック
申請書様式の不要な文字は削除または取消し線等が引かれているか。 申請行為名は正しいか。	☐
「工作物の種類」欄に付帯工作物も含めた全ての工作物が列記されているか。	☐
「規模」欄の数値規模と、各添付図面の数値は全て一致しているか。	☐
「関連行為の概要」欄には、数値規模が表示されているか。	☐
「施行後の周辺の取り扱い」欄に残土・廃材の処分方法等について明記されているか。	☐
「備考」欄には土地所有者の諾否、他法令に基づく進捗状況等が明記されているか。	☐
空欄はないか。(特に記載事項がない場合も「なし」と明記してください。)	☐
関連行為についての説明図面は添付されているか。	☐

不備が多い項目(添付書類関係)	チェック
各種図面の縮尺、方位、周辺写真の撮影位置・方向は明記されているか。	☐
地形図には地形が読み取れる程度の明瞭な等高線が入っているか。	☐
建築物の場合、道路・隣地からの後退距離が明示されているか。	☐
必要な添付書類が全て揃っているか(⇒必要書類は6ページでご確認ください)。	☐

8. 規制・許可基準等の根拠

(1) 規制の根拠となる法律

『自然公園法』第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第33条(普通地域)です。

○自然公園法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000161>

(2) 許可の基準

①『自然公園法施行規則(第11条)』

第1項～第14項は工作物の新改増築、第15項は木竹の伐採、といった形で、各行為の許可基準が定められています。

○自然公園法施行規則

<https://laws.e-gov.go.jp/law/332M50000100041>

②『管理計画書』

「3. 風致景観の管理に関する事項」で、①の基準の一部(工作物の形態、色彩等)に関する各公園の詳細な審査基準や配慮を求める事項を規定しています。

○十和田八甲田地域(右リンク先 P6～): [十和田八甲田地域管理計画書](#)

○八幡平地域(右リンク先 P4～): [八幡平地域管理計画書](#)

※管理計画書データは以下のページからも閲覧できます。

「十和田八幡平国立公園 概要・計画書」

<https://www.env.go.jp/park/towada/intro/index.html>

※許可基準は行為の詳細(誰が、いつ、どのような場所で、何の目的で、何を、どのように行うのか)によって細かく分かれています。詳しくは環境省担当者にご確認ください。